

日系企業の進出事例から見たインド子会社管理の考察

田中 啓介

南インドのチェンナイは新年を迎え、雨季も終わって過ごしやすい日が続いています。1月15日(月)に開催される南インドのお祭り“ポンガル(=収穫祭)”や26日(金)の“共和国記念日”などの祝日による連休が多く、なかなか年末年始気分が抜けきれない日本人駐在員も多いように思います。さて、今回はインドに進出している日系企業の進出事例をふまえながら、インド子会社管理の課題について考えてみたいと思います。

<子会社の不正会計処理>

すでにメディアで報道されているとおり、2015年にリコーのインド子会社での不正会計処理が発覚して以来、リコー本社が債務保証をするなどして経営再建中でしたが、2017年末に追加の財政支援を打ち切るとの発表がされました。2015年に監査法人を変更することで発覚したリコーインド子会社の不正会計ですが、その後業績は回復せず、主要取引先との関係も悪化したために今回の意志決定に至ったとの報道がされています。今後はリコー社は定期的に海外子会社の財務諸表を精査し、本社管理部門の強化などの対応を行っていくようです。

また、インドでは8年ほど前に発覚していたインド企業サティヤム・コンピューター・サービス社(通称インド版エンロン事件)の粉飾決算事件を受けて、インド証券取引委員会(SEBI)はこの度、2018年1月10日付で当時監査業務を担っていた大手監査法人プライスウォーターハウスクーパース(PwC)に2年間の監査業務停止命令を出しました。不正会計や粉飾決算の事実関係については分かりませんが、海外進出を検討する日系企業が増え続けている昨今、つい疎かになりがちな海外子会社の管理について、内部統制も含めてきっちりとした管理体制の構築を検討・再考すべきタイミングに来ているのかもしれません。

<商標権>

話は変わりますが、2009年にトヨタ自動車、インドの地場自動車部品メーカーであるプリウス・オート・インダストリー社(以下、プリウスオート社)に対して、「プリウス(PRIUS)」の商標使用差し止めを求めていた訴訟で、2017年12月の最高裁の判決によりトヨタの敗訴が確定し、8年間に及ぶ訴訟に終止符が打たれました。1997年に発表されたトヨタのハイブリッド車「プリウス」が、上記プリウスオート社が「プリウス」の商標を使ってビジネスを始めた2001年よりも以前において、国際的な名声・ブランドとしてすでに世界的に認識されており、かつ、インド国内においても浸透していたかどうか争点となりました。結果的に、その当時インド市場においてはブランドが確立されているとは言えないとの判断がなされ、トヨタの要求は最高裁に認められなかったこととなります。

また、商標権はその権利が侵害された場合において、インド政府は「一方的業務差止命令」を発令する権利を持つため、つまり、インドに進出する日系企業が知らぬ間に他社の商標権を侵害していた場合において、突然ビジネスの停止を余儀なくされる可能性もあるため、その他特許権や著作権などさまざまな知的財産権について十分な見識を持ち、海外子会社の知財権についても適切に管理していくことが求められます。



(Madras High Court)

<海外子会社の管理>

海外子会社の管理というのは、会計や税務、人事労務だけでなく、その他事業に必要な許認可や上述のような知的財産権に至るまで広範囲に及ぶため、特にインドという巨大市場で長期的に戦っていくためには、各分野における信頼できる専門家とのネットワークを構築し、事業の成長ステージにおいて適切なタイミングで対処しておくことがとても重要になります